2025年度

農業委員会業務必携 92号

付　農委活動24事例

全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

農業委員会業務必携 92

■巻 頭 言

全国農業委員会ネットワーク機構　一般社団法人全国農業会議所会長　國井正幸…… 4

■特　集

令和７年度以降の地域計画の取り組み…… 6

■農政ピックアップ

食料・農業・農村基本計画策定の動きと農業委員会系統組織の対応…… 11

■農業委員会の業務と具体的な進め方

第１章　農業委員会の業務

農業委員会の業務は大きく４つに分類 …… 18

第２章　農地利用の最適化（農業委員会法　第６条第２項等業務）

第１節　農地利用の集積・集約化

1　「地域計画」の実現のための取り組み …… 20
2　「地域計画」の見直し（ブラッシュアップ）のための取り組み …… 21
3　農地の利用調整・マッチングにつなげるために…… 22
4　最適化交付金の活用…… 24

第２節　遊休農地の発生防止・解消

1　遊休農地対策とは…… 25
2　遊休農地とは…… 25
3　農地パトロール（利用状況調査）の実施…… 28
4　利用意向調査の実施…… 30
5　不在村者所有・所有者不明の遊休農地等の対策…… 32
6　遊休農地の課税の強化、機構貸し付けの場合の課税の軽減…… 37

第３節　新規参入の促進

1　新規就農を進めよう…… 38
2　企業の農業参入で地域農業に活力を…… 45

第４節　タブレット端末を活用した農業委員会活動

1　タブレットの活用場面と導入のメリット…… 47
2　各場面での活用方法…… 48

第５節　農地の台帳・地図のシステム管理と有効利用、インターネット公表
1　農地台帳とは…… 51
2　農地台帳の管理項目と整備方法…… 51
3　農地台帳の管理システムの利用と情報の公表…… 53

第３章　関係法令に基づく業務（農業委員会法 第６条１項業務）
1　農地法に基づく業務…… 60
2　農業経営基盤強化促進法（基盤法）に基づく業務…… 62
3　農地中間管理事業の推進に関する法律（機構法）に基づく業務…… 64
4　農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づく業務…… 64
5　その他の法律に基づく業務…… 64

第４章　担い手の育成・確保と情報提供活動（農業委員会法 第６条第３項業務）
第１節　「地域計画」の策定のための担い手組織との連携
1　担い手の急減と「農業を担う者」の育成・確保…… 67
2　「地域計画」実現に向けた広域的な連携 …… 68
第２節　法人化・農業経営の合理化の支援
1　「農業経営・就農支援センター」との連携 …… 71
2　農業経営の法人化と経営継承…… 71
3　簿記記帳・青色申告の推進…… 76
4　家族経営協定の推進…… 80
5　農業者年金の加入推進…… 82
第３節　調査活動
1　調査活動の意義…… 85
2　重要な情報提供・基礎調査…… 85
第４節　情報提供活動
情報提供活動―農業委員会の大切な役割…… 87
最新の情報を身につけ「農地利用の最適化」を進めよう…… 87

第５章「農業者等との意見交換会」と関係行政機関への「意見の提出」
1　意見交換会・意見の提出の意義…… 92
2　意見交換会の実施方法…… 92

トピックス　信頼される農業委員会であるために …… 95

■ 農委活動24事例 …… 99

索　引…… 145
全国農業図書のご案内…… 148

特集　令和７年度以降の地域計画の取り組み

地域計画の実現とブラッシュアップを両輪で進めます

令和７年３月末までに全国で約２万の「地域計画」が策定されました。平均すると１市町村あたり約12の計画が作られたことになります。これはこの２年間、市町村や農業委員会等の地域の関係機関、農業者が連携して取り組んだ成果です。

令和７年度以降は、地域計画を実現するための取り組みが本格化します。農業委員会は引き続き市町村、関係機関・団体及び農業者と協力しながら、描いた将来を実現するために活動することが求められます。

同時に、地域計画は実情に合わせて柔軟に見直すことも必要です。特に、10年後の耕作者（地域内の農業を担う者）を特定しきれなかった地域や10年を待たずにリタイア者が出そうな地域では、地域計画の完成度を高めること（ブラッシュアップ）が大切になります。

地域計画の実現・ブラッシュアップに向けて求められる取り組み

１　市町村や関係機関・団体等との推進体制の構築

令和７年度以降の地域計画の取り組みの第一歩は推進体制を決めることです。市町村を中心として、農業委員会やＪＡ、土地改良区、農地中間管理機構等の関係機関・団体が連携することが求められます。市町村や関係機関等の間では、事前に次のこと等を決めておくことが大切です。

検討内容の例

・地域計画の実現に必要な取り組み
・地域計画のブラッシュアップに必要な取り組み
・取り組みのスケジュール
・各機関等の役割分担
・農地転用等の計画変更への対応　等

地域計画は１市町村に平均して12もあるため、市町村や関係機関・団体だけで推進することは困難です。地元の農業者はもちろんのこと、地域の既存の組織や協議会等とも協力して、取り組むことが必要になります。

連携が考えられる組織の例

・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等の受皿組織
・農業再生協議会　・ＪＡ部会　・産地部会
・農家組合　・自治会　・地域運営組織　等

2 農業者を交えた地域の話し合いの継続

この２年間、地域計画の策定に向けて農業者と関係者が一緒になって地域農業の将来や課題を話し合いました。地域で農業のことを話し合う土壌ができたと言えます。令和７年度以降も話し合いを継続して、この土壌を育むことが必要です。

話し合いのテーマとしては、地域計画の進捗状況や課題の共有、地域計画の変更等が考えられますが、地域の取り組みに応じてこれまでとは違ったテーマを設定することで話し合いを活性化することもできます。また、話し合いのテーマは農地の話だけに限りません。ＪＡや自治会等にも参加してもらい、新規作物の導入や担い手不足への対応等を検討することもできます。

話し合いのテーマの例

・地域計画の実現　・ブラッシュアップの取り組み
・地域計画の進捗状況の共有　・地域計画の変更　・農地の集約化
・基盤整備の導入方針　・担い手不足への対応　・新規作物の導入
・産地化　・販路　等

3 地域計画の実現に向けた取り組み

実現に向けた取り組みの基になるものはそれぞれの地域計画の中にあります。地域計画では、「地域における農業の将来の在り方」を必ず記載することになっており、これが目指す姿となります。

実現のためにはどんなことが必要か、そのためには誰がどう活動すべきか等を関係者で検討して、取り組みを具体化していきましょう。将来の在り方に不明確なところがある場合には、地域の話し合い等で再検討することが必要になります。

「地域における農業の将来の在り方」の記載例

地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

・○○を主要作物としつつ、地域の特産物である○○を段階的に有機農業に切り替え、団地化を形成する。併せて飼料作物（青刈りとうもろこし）の生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。
・A集落は認定農業者a、b、cに、B集落はd法人に、C集落は集落営農法人eに集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。
・B集落では、加工・業務用野菜の○○生産に向けた水田の畑地化及び団地化を形成する。

また、地域計画には地域の実情に応じて必要な取り組みを記載する「任意記載事項」があります。地域の課題や必要な対応等が書かれていますので、この欄も活動を決める際の重要な指針となります。

「任意記載事項」の記載例

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください。）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業	☑	④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組内容】
①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人財を募集し、地域で育成していく。
②○○地区において、管理協定を早急に締結し、地域の特産物である○○を段階的に有機農業に切り替えていく。
④B地区の水田に連続して作付けられている○○（畑作物）は、畑地での栽培に切り替えていく。
⑦地域の目指すべき将来像を見据えた上で、農地に限らず地域全体の土地の管理構想について議論を進める（国土の管理構想）。
⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設などの共同利用施設の集約化を進める。
⑨A集落で生産された飼料作物（青刈りとうもろこし）は、○株式会社（TMRセンター）で調製の上、○法人（酪農）などの畜産農家に供給し、家畜排せつ由来肥料は、有機農業に取り組む生産者などに供給する（②⑧関連）

農業委員会に求められる取り組み

農業委員会は市町村や関係機関等と役割分担しながら地域計画の実現に協力します。取り組む活動は市町村や地域によって異なりますが、特に期待されているのは農地の利用調整です。目標地図に位置付けられた10年後の耕作者（地域内の農業を担う者）が、予定通り農地を取得できるように地権者への働きかけ等を行います。利用調整にあたっては、できるだけ耕作者が希望する時期に農地を取得できるようにすることが大事です。

また、10年後の耕作者が耕作しやすい環境を整えることも大切になります。利用調整と同時に農地の集約化や基盤整備等もできるだけ進めましょう。

農地中間管理機構との連携強化も必要になります。令和７年４月からは、市町村の農用地利用集積計画は、農地中間管理機構が策定する農用地利用集積等促進計画に統合されます。農地の権利移動は同促進　計画が主流になりますので、農業委員会も所有者等に対して同機構の活用を積極的に促すことが法定化（基盤法第21条第１項）されています。